

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

		資料番号	26	担当課	障害福祉課
法令名	旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	根拠条項	第50条の2の5	不利益処分の種類	社会復帰施設の運営停止等の命令
<p>(事業の停止等)</p> <p>第五十条の二の五 都道府県知事は、精神障害者社会復帰施設の設置者がこの法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又は当該施設が第五十条の二の三第一項の基準に適合しなくなつたときは、その設置者に対して、その施設の設備若しくは運営の改善又はその事業の停止若しくは廃止を命ずることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定により、精神障害者社会復帰施設につき、その事業の廃止を命じようとするときは、あらかじめ、地方精神保健福祉審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(施設の基準)</p> <p>第五十条の二の三 厚生労働大臣は、精神障害者社会復帰施設の設備及び運営について、基準を定めなければならない。</p> <p>2 (略)</p>					